

講習案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意したうえで申請してください。  
受講申請された方は、講習案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなします。

## 令和4年度 消防設備士講習案内

(消防法第17条の10に規定する講習)

実施機関：三 重 県  
受託機関：一般財団法人三重県消防設備安全協会

### 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の方。  
(2) 消防設備士講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の方。

※所定の期間内に講習を受けていない方は、免状の返納命令制度に基づく違反点数の措置対象となっていますので、今回の講習を必ず受けてください。

### 2 講習日程

- (1) 受付期間内でも定員に達し次第、受付を締め切ります。  
(2) 定員に達してから届いた申請書については、申請者あてに当協会から連絡しますので、他の日程に変更してください。

**受付期間：令和4年7月12日（火）～令和4年7月20日（水）**

講習区分	免状の種類	講習日	定員	会場
消火設備	甲種 1・2・3類 乙種 1・2・3類	9月14日（水）	90	三重県労働者福祉会館 6階 講堂
		10月20日（木）	90	
		12月 9日（金）	90	
警報設備	甲種 4類 乙種 4・7類	9月13日（火）	90	津市栄町1丁目891
		9月16日（金）	90	
		10月18日（火）	90	
		12月 6日（火）	90	
		12月 8日（木）	90	
避難設備 消火器	甲種 5類 乙種 5・6類	9月15日（木）	90	
		10月19日（水）	90	
		10月21日（金）	90	
		12月 7日（水）	90	

### 3 講習科目・時間

講習科目	講習時間
1.工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	9：00～11：30
2.工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	12：30～16：30
3.効果測定	16：30～17：00

### 4 講習科目の一部免除

講習区分のうちいずれかの講習を受けた後6ヶ月以内に今回他の区分の講習を受けようとする方は、講習科目「1. 法令関係」が免除されます。該当の場合は申請書の一部免除申請欄に記入してください。

### 5 受講手数料

講習区分ごとに7,000円（非課税）（三重県収入証紙）

- (1) 三重県収入証紙は、三重県内の銀行など証紙売りさばき所で購入いただけます。
- (2) 当協会では販売していません。
- (3) 郵便局で販売している収入印紙ではありませんので、ご注意ください。

### 6 受講申請の手続き

#### 1 受講申請書を記入し、7,000円分の三重県収入証紙を貼付してください。

- (1) 申請書は講習区分ごとに1枚必要です。
- (2) 受講申請書と受講票の太枠に必要事項を消えないようにボールペンなどで記入してください。
- (3) 手数料欄に手数料（額面7,000円分の三重県収入証紙）を貼付してください。
- (4) 申請書の裏面に免状のコピー（表裏）を貼付してください。
- (5) 氏名、生年月日、住所が印字されているご案内通知を受け取られた方は、誤りがありましたら朱書きで訂正してください。
- (6) 受講票返送用の封筒（お届け先の宛名記載・必要額の切手貼付）を用意してください。

#### 2 受講申請書と受講票返送用の封筒を受付期間内に当協会へ郵送してください。

- (1) 申請書の記入にモレや不備がないか確認のうえ、受付期間内に①受講申請書②受講票返送用封筒を当協会へ郵送で提出してください。申請書には収入証紙が貼付されるので、紛失など事故防止のため簡易書留などで送付してください。
- (2) 事業所などで複数名受講の場合および、2区分以上受講される場合は、申請書をまとめて送付いただいて結構です。この場合、受講票返送用の封筒は一部で構いません。
- (3) 受講申請書受理後の申請書および手数料は、原則として理由を問わず返還しません。
- (4) インターネットでの受付は実施しておりません。

### 3 受付期間終了後、受講票を送付します。

(1) 受講票は、**8月下旬**に発送予定です。

## 7 申請書送付先

**一般財団法人三重県消防設備安全協会**

〒514-0002 津市島崎町314番地 三重県島崎会館2階

\*申請書に収入証紙が貼付されるので、紛失など防止のため簡易書留などをご利用ください

## 8 講習当日の注意事項

- (1) 当日は次のものを持参してください。 ①受講票 ②消防設備士免状 ③筆記用具
- (2) 受付時間は**8時20分～8時50分まで**（講習科目一部免除の方は**12時10分～12時20分まで**）です。**遅刻・早退は講習修了とは認められません**。余裕をもって会場へお越しください。
- (3) 受付に受講票と消防設備士免状を提出してください。免状は講習終了後に講習を修了したことを証明する知事印を押印してお返しします。
- (4) 2区分以上の受講を予定している方は、最初の講習を受講の際に全ての受講票を受付に提出し、科目免除承認印を受けてください。
- (5) 講習テキストは当日配布（無償）します。
- (6) 昼食は各自でご用意ください。

## 9 個人情報の取扱いについて

この講習の申込時に「受講申請書」に記入された個人情報は、三重県及び一般財団法人三重県消防設備安全協会により、三重県個人情報保護条例等に従い、以下の利用目的にのみ利用します。（ほかの目的に利用し、または第三者へ提供することはありません。）

- 利用目的
- (1) 受講者の本人確認、本人への通知・連絡等、危険物取扱者講習の事務手続き
  - (2) 免状作成業務（書換え、再交付等）のため一般財団法人消防試験研究センターへの提供
  - (3) 総務省消防庁への講習受講者数等の統計報告

## 10 その他

- (1) 天災等で講習を中止、または延期する場合があります。
- (2) 受講申請書受理後は、申請書および手数料は原則として理由を問わず返還しません。（ただし、「新型コロナウイルス感染症への対応について」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染予防を理由とするものを除く）
- (3) 消防設備士免状の写真の書換・再交付等については、一般財団法人消防試験研究センターへお問合せください。

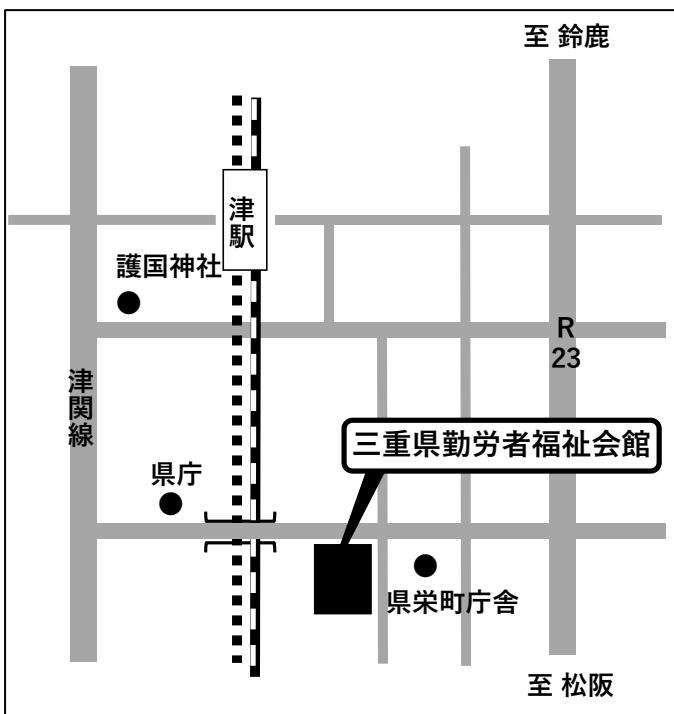
一般財団法人消防試験研究センター三重支部 TEL：059-226-8930

## 《講習会場》

### 三重県勤労者福祉会館

津市栄町1丁目891

会場へは公共交通機関をご利用ください。  
お車でお越しの際は、県庁大駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがあります。満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。



## ●○● お問合せ ●○●

### 一般財団法人三重県消防設備安全協会

〒514-0002 津市島崎町314番地 三重県島崎会館2階

T E L : 0 5 9 - 2 2 6 - 8 7 2 6 F A X : 0 5 9 - 2 2 6 - 9 9 8 5

業務時間 平日午前8:30～午後5:00（土・日・祝日をのぞく）

## ◇◇◇ 新型コロナウイルス感染症への対応について ◇◇◇

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、会場の換気や消毒、座席の間隔を開けるなどの対策を取った上で、講習会を実施することとしています。

ただし、県からの中止要請がなされた場合、または、使用する会場が借りられなくなった場合は「中止」あるいは「延期」となる可能性があります。

その場合、当協会のホームページでお知らせするとともに、受講者の方にご連絡いたします。なお、中止の場合は申請書を返送いたします。

#### 受講に際してのお願い

○マスクの着用にご協力をお願いします。

○こまめな手洗いや手指消毒にご協力をお願いします。

○発熱や咳など新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方は、受講を自粛していただきますようお願いします。当該症状がみられる方は、当日受講をお断りする場合がございます。

○受講申請書受理後の申請書及び手数料は、原則として返還しないこととなっていますが、上記のような場合は申請書を返却いたしますので、必ず当協会にご連絡ください。